

特定非営利活動法人 地雷廃絶日本キャンペーン(JCBL)プレスリリース

〒110-0005 東京都台東区上野 5-22-1 東鈴ビル4F Tel: 03-3834-4340 Fax:03-3835-0519 Email: office@jcbl-ngo.org

米国によるウクライナへの 5 度目のクラスター爆弾供与に強く 抗議します

報道関係各位

日頃より地雷廃絶日本キャンペーンの活動に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとご ざいます。

さて、アメリカのバイデン政権は、2024 年 4 月 24 日、ウクライナに対してクラスター爆弾を 供与する 5 度目の決定を発表しました。

同兵器の使用による民間人の被害を深く懸念するクラスター兵器連合(CMC)をはじめとする市民社会は、昨年7月に実施された1回目の供与以降過去4度の移転に際して強い 非難の声を上げてきましたが、今回で5度目の抗議となります。

地雷廃絶日本キャンペーン(JCBL)は、世界の 123 か国が署名・批准するクラスター爆弾 禁止条約で国際的に使用・製造・移譲・保有が禁止されているクラスター爆弾をアメリカが 5 度に渡りウクライナへの移譲を決定したことに断固抗議します。合わせて、ロシア・ウクラ イナ双方にもクラスター爆弾の使用を直ちにやめるよう強く求めます。

ウクライナでは、ロシアとウクライナによるクラスター爆弾の継続的な使用ににより、2022年にすでに900人以上の死傷者が出ており、不発の子爆弾による危険で深刻な汚染は、今後数十年にわたって民間人にさらなる被害をもたらすことが懸念されます。

最新のクラスター爆弾モニター(<u>Cluster Munition Monitor 2023 | Reports | Monitor (the-monitor.org)</u>)によると、ロシアは 2022 年 2 月のウクライナ侵攻以降、クラスター爆弾を使用しています。また、ウクライナも当初はクラスター爆弾の使用を否定していたものの、2023 年 7 月以降、米国からの供与を受け、ウクライナ領内での使用が取沙汰されています。

私たちは、この件に関して、クラスター爆弾禁止条約の締約国が沈黙していることに深い 懸念を表明し、同条約の規範と原則を促進する義務の一環として、締約国はこれらの兵 器の継続的な使用と、移転を含む使用を容易にするいかなる行動に対しても反対する責 任があります。締約国からの協調的な圧力がなければ、これらの無差別兵器の使用を終 わらせるという目標は達成できません。 締約国がこれらの移転に対して行動を起こさないことは、条約の精神に反し、ローザンヌ 行動計画の行動 11(*1)の下でなされた締約国のコミットメントを無視するものです。 沈黙の同意が続く限り、これらの無差別兵器の惨劇は、無辜の人々の命に壊滅的な危を 加え続けることになります。

私たちは、アメリカ政府に対し、ウクライナへのクラスター爆弾のこれ以上の移譲を停止し、 武器の供与ではなく、外交努力によってウクライナ紛争の停戦をリードするよう求めるとと もに、日本政府をはじめとした、クラスター爆弾禁止条約のすべての締約国に対して、同 兵器を禁止するための協調的行動をとることを強く求めます。

*1:ローザンヌ行動計画 11. (a)及び(b):

- (a) クラスター爆弾の使用、開発、生産、備蓄及び移転をあらゆる可能な方法で阻止し、また、クラスター爆弾の使用を継続する者に対し、今すぐ停止するよう呼びかけることにより、条約の規範の遵守を促進するための努力を継続し、強化する。
- (b) 条約の目的及び規定に従い、いかなる行為者による使用の疑いについても懸念を表明し、かつ、いかなる行為者による文書化された使用の事例も非難し、締約国でないすべての国に対し、この条約に加入するよう効果的に呼びかけること。

2024 年 4 月 28 日 特定非営利活動法人 地雷廃絶日本キャンペーン 代表理事 清水俊弘

*参考リンク

JCBL - http://www.jcbl-ngo.org/

CMC - http://www.stopclustermunitions.org/en-gb/home.aspx
Lausanne Action Plan – The Convention on Cluster Munitions (clusterconvention.org)

★この件に関するお問い合わせ 地雷廃絶日本キャンペーン (JCBL) 代表理事 清水俊弘 E-mail: office@jcbl-ngo.org 携帯 090-8802-8898(清水)